

東京ガスのガス/電気【低圧】のお申し込みにあたり

【越谷・春日部地区/蓮田南地区】【取手・我孫子地区】/J:COMサービスとの合算払用

家庭用 他社からの切替・ガス料金メニュー変更用

2025.2



このたびは、東京ガス株式会社(以下「当社」)の都市ガス(以下ガス)/電気をお申し込みいただき、誠にありがとうございます。ご契約にあたり、必要となる情報(分量、料金、支払方法・時期、需給開始時期、撤回・解除に関する事項等)を「東京ガスのガス/電気【低圧】のお申し込みにあたり」、「東京ガスのガス/電気【低圧】需給契約申込書」、「ガス料金表(【越谷・春日部地区/蓮田南地区】【取手・我孫子地区】)のご案内」、「電気料金表【低圧】のご案内」、「myTOKYOGAS利用規約」、「J:COM特約条項」およびその他関連するガス料金・電気料金に係わる書類等(以下まとめて「本申込書」)の重要事項説明書にてご案内しますので、本申込書記載内容の全てを十分にご確認の上、大切に保管してください。本契約はお客さまのお申し込みを受け、当社または当社が手続き代行を委託する代理事業者が承諾したときに成立するものとします。

本書面にて東京ガスの電気「ずっとも電気3」はお申し込みいただけません。

ガス保安業務の機会に電気をご案内する場合は、保安業務の品質維持のため、原則として保安業務が終了してからお客さまのご承諾をいただいた上で実施します。なお、あらかじめお客さまから電気申し込みのご希望を承っていた場合は、この限りではありません。電気需給契約の有無によって、ガス契約等に不利益が生じることはありません。

■ お申し込み前のご確認事項

ガス・電気共通

- 本申込書は、(株) エナジー宇宙の越谷・春日部地区/蓮田南地区、取手・我孫子地区でガスもしくはガスと電気をご使用になるお客さま専用の申込書です。当社のガスを使用せず、電気のみをご使用になるお客さまは本申込書ではお申し込みいただけません。東京ガス広域お客さまセンターまでお問い合わせください。
- 当社とガスおよび電気の契約を締結するご本人(または配偶者)がお申し込みください。ご本人が未成年の場合に限り、親権者もお申し込みいただけます。配偶者または親権者がお申し込みになる場合は、事前にご本人の同意をご確認ください。
※成年後見人等法定代理人によるお申し込みは、お手数ですが、東京ガス広域お客さまセンターまでお電話ください。
- お申し込み時のお客さま情報に誤りがあった場合やお申し込み内容・状況により、所定の手続き終了までに時間を要することがあります。その場合は、予定通りに需給を開始できないことがあります。また、必要事項の確認がとれない場合には、需給を開始できないことがあります。
- お客さまが当社との他の契約(すでに消滅しているものも含む)の料金または延滞利息をそれぞれの契約に規定する支払期限日を経過してもお支払いいただけていない場合、当社は本契約のお申し込みを承諾できない、あるいは解約させていただくことがあります。その場合は、当社からお客さまへご連絡

いたします。その他、当社の判断によりご契約をお断りすることがあります。

- お手続きやご契約に伴う費用を当社から請求することはありません。ただし、現在ご契約中のガス小売事業者等(以下「現ガス会社」)や小売電気事業者(以下「現電力会社」)との契約の解約に伴い、不利益事項(違約金の発生やポイントの失効等)が発生する場合があります。現在のご契約内容をご確認の上、お申し込みください。
- 現ガス会社や現電力会社への解約手続きは、当社にて行いますので、お客さまからのお手続きは原則不要です。
- ご契約の変更やお引越しに伴う解約等ご不明な点は、東京ガス広域お客さまセンターまでお問い合わせください。
- 当社との電気需給契約には、電気需給約款や電気料金メニュー定義書および付帯メニュー定義書(以下「電気需給約款等」)が適用されます。当社とのガス需給契約には、ガス基本約款(東京ガス導管エリア外版)および個別約款(以下「ガス基本約款等」)が適用されます。なお、キャンペーン情報、電気需給約款等・ガス需給約款等、サービス内容等は変更されることがあります。最新情報は当社ホームページ等でご確認ください。
- すでにご使用いただいたガス・電気に関する払い戻し等には応じられません。
- 本契約は原則、ガス・電気需給約款等に則り、お客さまからの申し出を受け当社が解約の手続きを完了するまで、または当社から契約を解約するまで継続します。

当社へ改めてお申し込みください。

- 本契約を適用開始日から1年未満に解約された場合、再度本契約あるいは他の選択約款のお申し込みをいただいても、解約日から1年未満の場合は、これを承諾できないことがあります。

ガス

- 本申込書は、現在都市ガスをお使いのお客さま専用の申込書です。LP(プロパン)ガスをお使いの場合は、お申し込みいただけません。
- 東京ガスのWeb会員サービス「myTOKYOGAS」への加入がお申し込みの条件となります。
- お引越し(転入)によって開栓作業を伴う場合には、お申し込みいただけません。まず日本瓦斯(ニチガス)と契約いただき、都市ガスの使用を開始した後に、
- ガス料金メニューは、お客さまが所有される機器に応じて以下の2種類からお選びいただけます。料金の詳細は「ガス料金表(【越谷・春日部地区/蓮田南地区】【取手・我孫子地区】)のご案内」をご確認ください。

ガス料金メニュー	主な適用条件
ずっともガス	越谷・春日部地区/蓮田南地区または取手・我孫子地区でガスをご利用のお客さま向けのメニューです。
ずっともガス 温水暖房	越谷・春日部地区/蓮田南地区または取手・我孫子地区でガスをご利用かつご家庭でガス温水暖房機器をご使用されているお客さま向けのメニューです。

電気

- 原則として、現電力会社との契約終了時点の「契約電流(A)、契約容量(kVA)、契約電力(kW)」(以下「契約容量等」)の値、または需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約容量等の値を引き継ぐものとします。電気の使用開始と同時に契約容量等の変更はお申し込みいただけません。当社の電気のお申し込み時の前後に、現電力会社に契約容量等の変更を申し込まれた場合は、変更前の契約容量等で当社の契約を開始することがあります。契約容量等の変更を希望される場合は需給開始後に改めて、東京ガス広域お客さまセンターまでお電話ください。
- 現在のご契約内容によっては、お申し込みいただけない場合があります。
〈お申し込みいただけない契約の例〉
東京電力エナジーパートナーの従量電灯A・臨時電灯A・B・C、公衆街路灯A・B、臨時電力、選択約款の一部※1(朝得プラン、夜得プラン、半日お得プラン、土日お得プラン、おトクなナイト8・10、ピークシフトプラン、おまとめプラン※2、電化上手、深夜電力)

※1 原則としてお申し込みを受付しておりませんが、お申し込みを希望される場合には、これらの東京電力エナジーパートナーの選択約款の契約に戻ることができないことをあらかじめご了承ください。なお、朝得プラン、夜得プラン、半日お得プラン、土日お得プランは2019年3月31日を以ってPinTへ移行しました。

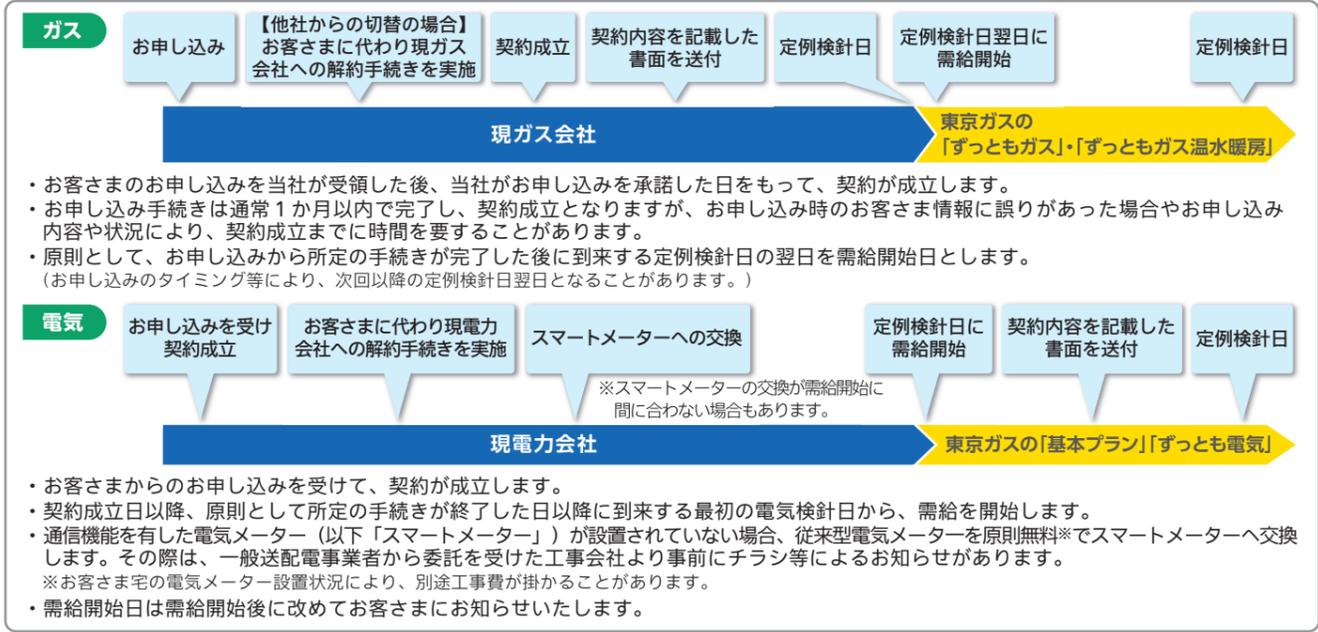
※2 おまとめプラン(低圧高負荷契約)をご契約中の場合は、別途ご相談ください。

- 現在のご契約内容によっては追加で情報提供※をお願いする場合がございます。
※お客さまの主開閉器の大きさ、契約負荷設備の内容、直近12か月間の最大電力等。
- お引越し(転入)等、需要場所ではじめて電気を使用する場合、および既に当社の電気を契約いただいているお客さまが電気料金メニュー変更をご希望の場合には、本申込書ではお申し込みいただけません。東京ガス広域お客さまセンターまでお問い合わせください。
- 当社の電気をご使用いただけるエリアは、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、静岡県(富士川以東)です。ただし、離島にお住まいの方や建物全体で一括で電気契約をしている集合住宅にお住まいの方は除きます。

- 電気料金メニューには、下記の2種類があります。料金の詳細は「電気料金表【低圧】のご案内」をご確認ください。使用場所の契約容量等や電気使用量をご確認の上、選択してください。

電気料金メニュー	契約容量等
基本プラン	10A~60A(東京電力エナジーパートナーの従量電灯Bに相当)、6kVA~原則50kVA未満(東京電力エナジーパートナーの従量電灯Cに相当)
ずっとも電気3	0.5kW~原則50kW未満(東京電力エナジーパートナーの低圧電力に相当)

■ お申し込みから需給開始までの流れ(一例)



※ガスと電気を同時にお申し込みいただいても、それぞれの需給開始日や定例検針日が同日とならない場合があります。

※電気は現電力会社への解約手続きが完了した契約から順に需給開始となるため、同じ使用場所で複数の電気契約をお申し込みいただいても、契約ごとに需給開始日が異なる場合があります。

■ ポイントサービスについて

ガス・電気セットポイント 毎月のガス料金に応じて付与される「パッチョポイント」です。

- 付与内容**
 - 越谷・春日部地区/蓮田南地区、取手・我孫子地区における「ずっともガス」「ずっともガス温水暖房」のガス料金*1,000円ごとに15ポイントを付与します。
*ガス料金は消費税、原料費調整額を含みます。
- 付与条件**
 - 以下の条件の全てを満たしたお客さまが対象です。
 - ①家庭用のお客さまにおいて越谷・春日部地区/蓮田南地区、取手・我孫子地区における「ずっともガス」「ずっともガス温水暖房」を契約していること。
 - ②請求時点で「ガス・電気セット割」を適用した電気需給契約が成立していること。
 - ③請求月の翌月の第9営業日時点およびポイント付与時点のいずれにおいても東京ガスのWeb会員サービス「myTOKYOGAS」会員(仮登録会員を含む)であり、かつ①の契約にかかるお客さま番号が「myTOKYOGAS」に登録されていること。

ポイント付与率等は、予告なく変更される場合がございます。

ポイントの付与タイミングなど、条件の詳細については当社ホームページをご確認ください。

「myTOKYOGAS」の会員登録方法については、【Web会員サービス「myTOKYOGAS」について】をご参照ください。

myTOKYO GAS マイ東京ガスは東京ガスのWeb会員サービスです。(登録無料)
 ※法人・個人事業主のお客さまもご登録いただくことでポイントサービスをご利用いただけます。

毎月のガスと電気の使用量や請求金額を確認!

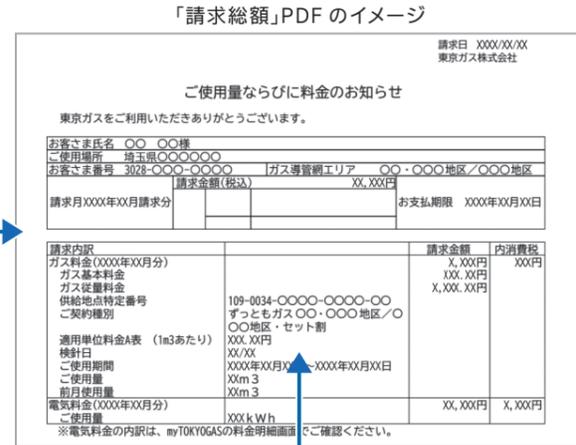
電気使用量や請求金額の明細は「料金明細」画面でご確認ください。
 ガス使用量や請求金額の明細は、PDFをダウンロードしてご確認ください。
 (グラフは表示されません)

ガス使用量や請求金額のPDFダウンロード方法

料金(ご請求額)が表示されている画面から、PDFをダウンロードすることが可能です。



※画面はイメージです。



ガス使用量・料金の明細

書面での「ご使用量のお知らせ」(検針票)や領収書等は発行しません。
 ※書面での請求明細をご希望の場合には、有償で発行します。
 ※アプリ版のmyTOKYOGASでPDFファイルをご確認できない場合は、Web版のmyTOKYOGASでご確認ください。

アクセス方法

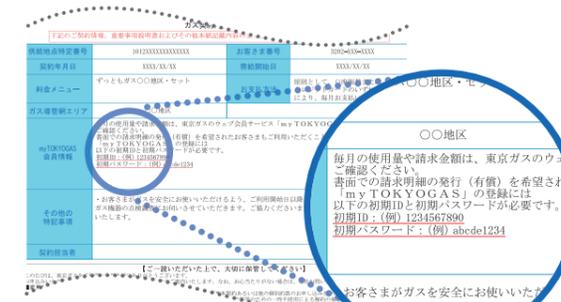
- 1 初期IDと初期パスワードが記載された契約のお知らせが届きます
- 2 myTOKYOGASのログインページへアクセス

QRをスキャンして簡単アクセス



members.tokyo-gas.co.jp

パソコンの方は「マイ東京ガス」で検索



会員情報の項目に初期IDと初期パスワードが記載してあります。
 ※上記画像はイメージです。変更になる場合がございます。

myTOKYOGASのトップページから

青いログインボタンからログインページにお入りください。



TOKYOGASのトップページから

右上のメニューを表示し『会員サイト(myTOKYOGAS)』を選択。左の図に従ってログインへお進みください。



パッチョポイントをためて、好きなポイントなどに交換できる!



パッチョ

会員登録方法

- 1 初期IDと初期パスワードでログイン
- 2 利用規約の確認と同意
- 3 本人確認に必要な情報を入力
- 4 会員登録に必要な情報を入力



ガス契約成立後、当社にて「myTOKYOGAS」への会員登録(仮登録)を行います。お客さまご自身で新規登録していただく必要はございません。初回のログイン(本登録)には、「myTOKYOGAS」の初期ID、初期パスワードが必要です。初期ID、初期パスワードは、ガス契約成立後、当社より郵送する「ガス契約内容のお知らせ」に記載されます。

- ※1 契約に対して1 会員登録いたします。
- ※一部サービスのご利用には東京ガスのガスまたは電気のご使用が条件となります。
- ※サービスの提供内容は一定の予告期間をもって変更、または終了することがあります。
- ※その他詳細につきましては、当社ホームページをご確認ください。
- ※画像はイメージで、実際と異なる場合があります。

「ずっともガス/ずっともガス温水暖房（【越谷・春日部地区/蓮田南地区】【取手・我孫子地区】）」重要事項説明書 TOKYO GAS

本書面は、お客さまが東京ガス株式会社（以下、「当社」）にガス需給契約「ずっともガス（越谷・春日部地区/蓮田南地区、取手・我孫子地区）」または「ずっともガス温水暖房（越谷・春日部地区/蓮田南地区、取手・我孫子地区）」（以下、「本契約」）をお申し込みいただくにあたり、当社がガスを小売するときの供給条件等の重要な内容についてご説明し、お客さまにご理解いただくための書面です。

なお、本契約手続きおよびご説明は、当社または当社が手続き代行を委託する代理事業者（事業者の名称等は、本書面「営業箇所記入欄」に記載。受付時間は、基本的には東京ガス広域お客さまセンターと同様ですが、事業者ごとに異なる場合がありますので、詳細は各社のホームページ等をご確認ください。）が行います。

契約成立と需給開始日
<div><ul style="list-style-type: none">本契約は、当社のWeb会員サービスである「myTOKYOGAS」（以下、「myTOKYOGAS」）への加入を条件とします。本契約は、当社指定の様式にてお申し込みをいただきます。お客さまからのお申し込みを受け、当社がこれを承諾した場合に成立します。なお、お申し込みにあたり、ガス基本約款（東京ガス導管エリア外版）および個別約款（以下、あわせて「ガス基本約款等」）、myTOKYOGAS利用規約、パッチョポイントサービス利用規約ならびにお客さまの需要場所を供給区域とする一般ガス導管事業者（以下、「一般ガス導管事業者」）が定める託送供給約款（以下、「託送供給約款」）に定める需要家等に関する事項に承諾の上、お申し込みいただきます。お申し込み手続きは通常1か月以内で完了し、契約成立となりますが、お申し込み時のお客さま情報に誤りがあった場合やお申し込み内容や状況により、契約成立までに時間を要することがあります。お客さまが当社との他の契約（すでに消滅しているものも含む）の料金または延滞利息をそれぞれの契約に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合、当社は本契約へのお申し込みを承諾できないことがあります。その他、当社の判断によりご契約をお断りすることがあります。「需給開始日」は原則として、以下の通りとします。<div><ul style="list-style-type: none">①新たなガスの使用開始に伴うお申し込みの場合は、ガスの使用を開始する日。②他のガス小売事業者等または一般ガス導管事業者による最終保障供給からの切り替えに伴うお申し込みの場合は、原則として、契約成立日（契約成立日と定例検針日が同日の場合を含む）以降最初の定例検針日の翌日。</div></div>

変更および解約時のご注意事項

- 本契約を需給開始日から1年未満に解約された場合、同一需要場所において再度本契約あるいは他の個別約款のお申し込みをいただいても、解約日から1年未満の場合は、これを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約の場合は、この限りではありません。
- 本契約の需給開始日から1年未満に他の個別約款等への変更のお申し込みがなされた場合、当社はそのお申し込みを承諾できないことがあります。

供給圧力や熱量など

- 当社の供給するガスの類別は13Aです。標準熱量は45MJとし、最低熱量は44MJとします。また、最低圧力は1.0kPa、最高圧力は2.5kPaとします。

ガス使用量の算定

- 当社は、原則として、託送供給約款に定める検針日の翌日から今回の検針日までの期間を料金算定期間とし、託送供給約款に定めるところにより検針および算定されたガス量にて、ガス使用量を算定します。

ガス料金の計算方法など

- ご契約いただく「料金メニュー」は、需要場所の地区に適用される「ずっともガス契約」または「ずっともガス温水暖房契約」となります。
- 当社は料金算定期間（1か月）ごとのガス使用量に基づき料金表を決定し、ガス料金を計算します。
- ガス料金は「基本料金」と「従量料金」の合計額とします。
- 新たなガスの使用開始や解約等により料金算定期間が29日以下または36日以上となる場合や定例検針日の翌日から次の定例検針日までの期間が24日以下または36日以上となる場合には、基本料金を日割計算してガス料金を計算します。
- 当社は、当該料金算定期間のガス使用量とガス料金について、原則として、「myTOKYOGAS」を通じてお客さまにお知らせします。
- 料金単価や料金計算方法等の詳細は、当社ホームページをご確認ください。

電気をセットで契約した場合の特典

- お客さまが当社の付帯メニュー定義書「ガス・電気セット割」に定める適用条件を満たした上で、本契約とあわせて、「ガス・電気セット割」を適用した電気需給契約を締結している場合には、以下の通りセット特典を適用します。
 - 家庭用途の場合：毎月のガス料金1,000円(税込)ごとに15ポイントの「パッチョポイント」を付与
 - 業務用途の場合：業務用セット割版料金表によるガス料金計算（ずっともガス温水暖房契約の場合は業務用途はありません。）
- ずっともガス契約における家庭用途と業務用途のセット特典は、どちらかのみ適用とし、同一契約で重ねて適用することはできません。
- セット特典の適用開始および適用廃止は、セット特典の適用条件への該当有無を当社が覚知した日が属する料金算定期間の料金から自動的に反映します。
- 家庭用途向けセット特典の詳細は、当社ホームページをご確認ください。

ガス料金のお支払い方法およびお支払時期など

- お支払い方法は「口座振替」または「クレジットカード払い」とします。ただし、お客さまの指定する口座の設定が初回の支払期限日までに間に合わない場合など、当社がやむを得ないと判断した場合は、「払込書」によるお支払いが可能です。
- お支払時期は、以下の通りとします。
 - ・口座振替…原則として定例検針日の翌月の27日。
 - ・クレジットカード…カード会社により異なる日(原則としてカードご利用日は定例検針日の翌月の15日)。
 - ・払込書…原則として定例検針日以降に計算する料金の確定日(請求日)の翌日から起算して30日以内でお客さまがコンビニエンスストア等で払込みを行う日。
- ガス基本約款等に定める「請求明細書面」の発行手数料は165円(税込)/月、「払込書」の発行手数料は220円(税込)/月とし、ガス料金とあわせて請求します。
- お支払いいただく期限日（以下、「支払期限日」）は、料金確定日(請求日)の翌日から起算して30日目とし、当該30日目が休日の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日とします。
- 当社は、毎月ガス料金を請求し、お客さまにお支払いいただきます。ただし、一般ガス導管事業者から当社に対する検針値の通知が遅れた場合等にはこの限りではありません。その結果、複数月のガス料金を同一月に請求することがあります。
- お客さまが支払期限日を経過してもなお料金を支払われない場合は、当社は、支払期限日の翌日から支払いの日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、支払期限日の翌日から起算して10日以内にお支払いいただいた場合、延滞利息は申し受けません。延滞利息は、次の算式により算定して得た金額といたします。なお、本体料金は、料金からその料金に含まれる消費税等相当額を除いたものといたします。

算定の対象となる本体料金	×	支払期限日の翌日から支払いの日までの日数	×	0.0274パーセント	(1円未満の端数切り捨て)
---------------------------	---	-----------------------------------	---	--------------------------	---------------

原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。

お客さまからのお申し出による契約の変更および解約

- 他のガス小売事業者等への切り替えに伴う解約については、当社へご連絡いただく必要はありません。切り替え先のガス小売事業者等へお申し込みください。
- お引越し等、上記以外の理由による解約および契約内容の変更については、東京ガス広域お客さまセンターまでご連絡ください。

ガス工事、その他供給に関わる費用
<div><ul style="list-style-type: none">ガス工事は、一般ガス導管事業者または託送供給約款で定める承諾工事人に申し込んでいただき、一般ガス導管事業者または承諾工事人が施工します。ガスをご使用される敷地内にあるガス管、ガス栓、消費機器等（ガスメーターは除く）（以下、それらを総称して「ガス設備」）はお客さまの所有とし、お客さまの負担で設置し、管理していただきます。契約の開始・変更、設備の変更その他お客さまの都合による契約内容の変更等により、ガス設備について工事費等の負担金が発生した場合は、お客さまにその工事費等を負担していただきます。お客さまのガス使用またはガス工事のお申し込みに伴い、本支管および調整器について延長工事または入れ替え工事を行う場合、一般ガス導管事業者の負担額を超えるときは、その差額をお客さまにご負担していただきます。詳しくは、ガス基本約款等をご参照ください。</div>

ガスの供給および保安に関するお客さまへのご協力をお願い

- ガスの供給にあたり、託送供給約款に規定された以下の事項にご協力いただけます。詳しくは、託送供給約款をご参照ください。
 - お客さまは、当社または一般ガス導管事業者がガスの使用に伴う危険の発生を防止するためにお知らせした事項等を遵守して、ガスを適切かつ安全に使用していただくとともに、保安業務に協力するよう努めていただきます。
 - 当社または一般ガス導管事業者は、保安上必要と認める場合には、お客さまの構内または建物内に設置した供給施設、ガス消費機器について、修理、改造、移転もしくは特別の施設の設置を求め、または使用をお断りすることがあります。
 - 当社または一般ガス導管事業者は、検針や検査および調査のための作業、供給施設の設計、施工または維持管理に関する作業等を実施するため、お客さまの承諾を得てお客さまの供給施設または消費機器の使用場所に立ち入らせていただきます。この場合、正当な事由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。
 - ガス漏れを感知したときは、ただちにメーターガス栓およびその他のガス栓を閉止して、一般ガス導管事業者に通知していただきます。この場合、一般ガス導管事業者は、ただちに適切な処置をとります。
 - ガスの供給または使用が中断された場合、マイコンメーターの復帰操作をしていただく等、お客さまに当社または一般ガス導管事業者がお知らせした方法で、中断の解除のための操作をしていただくことがあります。供給または使用の状態が復旧しないときは、一般ガス導管事業者に通知していただきます。
 - ガス需給契約が解約された後も、ガスメーター等、一般ガス導管事業者所有の既設供給設備を、設置場所の所有者または占有者の承諾を得て、その場に引き続き置かせていただくことがあります。
 - お客さまは、内管、昇圧供給装置、ガス栓等が法令等に定める基準に適合しているかについての検査を一般ガス導管事業者に請求することができます。この場合、検査の結果が法令等に定める基準に適合しているかにかかわらず、検査料をご負担していただきます。

供給または使用の制限等

- 当社または一般ガス導管事業者は、災害等その他の不可抗力が生じた場合や保安上またはガスの安定供給に必要な場合等には、ガスの供給を制限もしくは中止をし、またはお客さまにご使用の制限もしくは中止をしていただくことがあります。

供給施設の保安責任

- 一般ガス導管事業者は、お客さま所有の供給設備について検査および緊急時の応急措置等の保安責任を負います。なお、お客さまが一般ガス導管事業者の責に帰すべき事由以外の事由により損害を受けたときは、一般ガス導管事業者は賠償の責任を負いません。

当社からの契約の変更および解約

- 託送供給約款や関係法令等の改正および社会的経済的な影響等、当社が必要と判断した場合には、民法第548条の4に定める定型約款変更の規定により、お客さまの了承を得ることなく、ガス基本約款等を変更する場合があります。その場合には、原則として、変更する旨および変更後の内容ならびに変更の効力発生日を当社ホームページまたは「myTOKYOGAS」にてお知らせします。
- お客さまと当社のこれまでの契約状況（お支払い状況含む）により、当社がお客さまとの契約の継続が困難であると判断した場合には、当社から本契約を解約することがあります。
- その他、支払期限日を経過してもガス料金のお支払いが確認できない場合や、お客さまが本契約に違反した場合、または当社の責めによらない事由によりガスの供給が不可能若しくは著しく困難な場合等には、原則としてあらかじめお客さまへ通知の上で、当社から本契約を解約することがあります。
- ガス機器の使用状況の変化等により個別約款の適用条件を満たさなくなった場合には、当社から本契約を解約することがあります。その場合、原則として、その解約日の翌日にお客さまから「ずっともガス契約（個別約款）」にもとづく契約の申し込みがあったものとして取り扱います。また、条件を満たさなくなった時点までさかのぼって、すでにお支払いいただいた金額と本来適用されるべき料金との差額を申し受けます。

既に当社の電気をご契約中のお客さまへの注意事項

- 本申請にて、本契約とあわせて、当社の電気需給契約の変更（付帯メニュー定義書「ガス・電気セット割」の適用）を申し込まれる場合、電気料金の請求時期およびお支払い方法は、以下の通りに変更となります。
 - ・当月分の電気料金は、原則として、当月分のガス料金と合算して翌月に請求します。ただし、ガス料金の確定日が一定期間到来しない場合等には、電気料金のみを電気 の計量日以降に計算する電気料金の請求日に請求することがあります。なお、複数月の電気料金を同一月に請求することがあります。
 - ・お支払い方法は、ガス料金と同じ方法です。よって、これまで払込みによりお支払いいただいていた場合でも、原則として、「口座振替」または「クレジットカード払い」となります。
- 電気使用量と電気料金については、原則として、「myTOKYOGAS」を通じてお客さまにお知らせします。

オプションサービスの提供

- 当社はお客さまに対し、当社または当社が委託するサービス提供会社によるオプションサービスを提供することがあります。オプションサービスをご利用される場合には、別途定める規約に従っていただきます。各オプションサービスの規約および内容（適用条件、適用期間等）は、当社ホームページ等にてご確認ください。なお、当社ホームページ上で事前にお知らせすることにより、お客さまの承諾なく各オプションサービスの内容の変更やサービス自体を終了することがあります。

その他

- 契約の締結、ガス基本約款等の変更または契約内容の変更にあたっての供給条件の説明および契約締結前の書面交付ならびに契約締結後の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メール・SMSの送信、その他当社が適当と判断した方法により行うことについて予め承諾の上、お申し込みください。
- 次項目に規定する場合を除き、ガス基本約款等の変更にあたっての供給条件の説明および契約締結前の書面交付ならびに契約締結後の書面交付を、以下の通り行うことについて予め承諾の上、お申し込みください。
 - 供給条件の説明および契約締結前の書面交付を行う場合は、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - 契約締結後の書面交付を行う場合には、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をしようとする事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- ガス基本約款等の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更や、その他のガス需給契約の実質的な変更を伴わない内容である場合には、供給条件の説明および契約締結前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること、および契約締結後の書面交付をしないことについて、予め承諾の上、お申し込みください。
- ご契約時またはご契約後に対象機器の設置・使用状況の確認のため、ご連絡の上、お宅にお伺いする場合があります。
- 他のガス小売事業者等から切り替えて当社のガスをご契約いただく場合には、解約に伴う不利益事項（解約金の発生やポイントの失効等）が発生する場合があります。他のガス小売事業者等との契約内容をご確認ください。
- クーリング・オフ等により無契約状態となった場合、無契約状態を解消するために、クーリング・オフ行使日等、無契約状態でのガスの使用を開始した日からガス需給契約締結日までの期間について、ガス小売供給契約の効力を遡らせるか、一般ガス導管事業者が定める最終保障供給約款による供給を受けたとするかのどちらかを選択していただく必要があります。
- お客さまには、自己または自己の役員が、現在かつ将来にわたって暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、総会屋等の反社会的勢力に該当しないことを表明し、保証していただきます。
- 本書面記載事項、その他当社が提供するサービスの詳細については、当社ホームページに記載されているガス基本約款等、託送供給約款、「myTOKYOGAS利用規約」、「パッチョポイントサービス利用規約」、各種サービスの利用規約等をご確認ください。

ガス料金表(【越谷・春日部地区/蓮田南地区】【取手・我孫子地区】)のご案内

1. ガス料金メニュー

越谷・春日部地区/蓮田南地区

●ずっともガス

料金表	1か月のガスご使用量	基本料金(円/件・月)	基準単位料金(円/m ³)
A表	0m ³ から20m ³ まで	724.30円	168.13円
B表	20m ³ をこえ80m ³ まで	1,311.30円	138.78円
C表	80m ³ をこえ200m ³ まで	1,624.10円	134.87円
D表	200m ³ をこえ400m ³ まで	2,758.10円	129.20円
E表	400m ³ をこえ700m ³ まで	5,806.10円	121.58円
F表	700m ³ をこえる場合	8,746.10円	117.38円

●ずっともガス温水暖房

料金表	1か月のガスご使用量	基本料金(円/件・月)	基準単位料金(円/m ³)
A表	0m ³ から20m ³ まで	709.21円	169.03円
B表	20m ³ をこえ50m ³ まで	1,486.81円	130.15円
C表	50m ³ をこえる場合	2,423.31円	111.42円

取手・我孫子地区

●ずっともガス

料金表	1か月のガスご使用量	基本料金(円/件・月)	基準単位料金(円/m ³)
A表	0m ³ から20m ³ まで	694.92円	184.35円
B表	20m ³ をこえ81m ³ まで	1,162.32円	160.98円
C表	81m ³ をこえ204m ³ まで	1,951.26円	151.24円
D表	204m ³ をこえ511m ³ まで	4,193.22円	140.25円
E表	511m ³ をこえる場合	8,291.44円	132.23円

●ずっともガス温水暖房

料金表	1か月のガスご使用量	基本料金(円/件・月)	基準単位料金(円/m ³)	
その他期 (5~11月)	A表	0m ³ から20m ³ まで	717.02円	192.25円
	B表	20m ³ をこえ81m ³ まで	1,207.42円	167.73円
	C表	81m ³ をこえ204m ³ まで	2,160.79円	155.96円
	D表	204m ³ をこえ511m ³ まで	4,771.99円	143.16円
	E表	511m ³ をこえる場合	8,967.30円	134.95円
冬期 (12~4月)	A表	0m ³ から20m ³ まで	595.27円	159.61円
	B表	20m ³ をこえ81m ³ まで	1,002.47円	139.25円
	C表	81m ³ をこえ204m ³ まで	1,794.65円	129.47円
	D表	204m ³ をこえ511m ³ まで	3,963.17円	118.84円
	E表	511m ³ をこえる場合	7,432.86円	112.05円

注 毎月のガス料金は、【原料費調整制度】により調整いたします。【原料費調整制度】とは為替レートや原油価格の変動等による原料価格の変動に応じて、毎月単位料金を調整する制度です。

●ずっともガス温水暖房について 主な適用条件:ご家庭でガス温水暖房機器をご使用されていること。

ガス温水暖房機器とは…
都市ガスをエネルギー源とする
温水を利用して暖房を行う機器

○ ガス温水暖房機器の例



× 適用対象外



2. 料金計算方法

$$\text{ガス料金}^{\ast 1} = \text{基本料金} + \text{従量料金 (単位料金}^{\ast 2} \times \text{ガス使用量)}$$

※1 1円未満は切り捨てます。 ※2 あらかじめ定めた基準単位料金に、原料費調整による調整額を加算または減算し算定します。

「基本プラン/ずっとも電気3」重要事項説明書



本書面は、お客さまが東京ガス株式会社（以下「当社」）に電気需給契約【低圧】をお申し込みいただくにあたり、当社が電気を小売する時の需給条件等の重要な内容についてご説明し、お客さまにご理解いただくための書面です。なお、本契約手続きおよびご説明は、当社または当社が手続き代行を委託する代理事業者（本書面「営業箇所記入欄」に記載）が行います。

<p>ご契約内容の確認</p> <ul style="list-style-type: none">本契約は、当社指定の様式にてお申し込みを受け、当社が承諾した場合に成立し、解約されるまで継続します。 ご契約いただく電気料金メニューは、お客さまがお申し込みいただいた内容をご確認ください。契約容量等（契約電流(A)、契約容量(kVA)、契約電力(kW)）は以下のように決定いたします。ただし、以下の方法によることができない場合は、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまからお申し出いただく契約容量等の値または需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約容量等の値等を踏まえて当社が決定いたします。 <ul style="list-style-type: none">他社からの電気の契約の切り替えの場合：原則として、現在ご契約中の小売電気事業者（以下「現電力会社」）との契約終了時点の契約容量等の値とします。 お引越し（転入）の場合：原則として、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約容量等の値とします。 当社の他の契約種別の電気需給契約からの切り替えの場合：原則として、他の契約種別の電気需給契約終了時点の契約容量等の値を引き継ぐものとします。 電気の使用開始と同時に契約容量等の変更はお申し出いただけません。 一定の条件を満たすお客さまには、基本プランには「ガス・電気セット割(定率B)」、ずっとも電気3には「ガス・電気セット割(定額A)」を適用いたします。 電気料金メニューは、基本プラン・ずっとも電気3ともに、原則として、需給開始日(料金適用開始の日)から適用します。 <p>需給開始予定日</p> <ul style="list-style-type: none">需給開始予定日はあくまで目安です。お申し込み後の所定の手続きは通常1～2か月程度で完了いたしますが、お申し込み時のお客さま情報に誤りがあった場合やお申し込み内容・状況により、所定の手続きが終了までに時間を要することがあります。その場合は、以下の通りに需給を開始できないことがあります。また、必要事項の確認がとれない場合には、需給を開始できないことがあります。 需給開始日は、需給開始後に改めてお客さまにお知らせします。 <p>なお、当社および他の小売電気事業者に申し込みをせずに既に電気の使用を開始している場合は、使用を開始した日にさかのぼって需給開始日とします。（参考）需給開始日は、原則として以下の通り決定します。</p> <p>〈他社からの電気の契約の切り替えの場合〉※需給開始日は指定できません。</p> <p>①スマートメーター未設置の場合　：お申し込み後、所定の手続きが終了した日から起算して8営業日に2暦日を加えた日以降到来する最初の検針日</p> <p>②スマートメーター設置済みの場合：お申し込み後、所定の手続きが終了した日から起算して1営業日に2暦日を加えた日以降到来する最初の検針日</p> <p>〈お引越し（転入）の場合〉</p> <p>原則としてお客さまが希望した日</p> <p>〈当社の他の契約種別の電気需給契約からの切り替えの場合〉</p> <p>原則として、お申し込み後、所定の手続きが終了した日以降に到来する最初の検針日。</p> <p>供給電圧および周波数</p> <ul style="list-style-type: none">当社は、一般送配電事業者に供給設備を確認の上、次のいずれかの電圧で電気を供給いたします。 <p>供給電圧 100V／200V／100Vおよび200V</p> 周波数は50Hzとします。 <p>電気ご使用量の計量や電気料金の計算方法など</p> <ul style="list-style-type: none">当社は、一般送配電事業者が計量した電気ご使用量を計量日以降に受領し、その値をもとに電気料金を計算いたします。電気料金の計算方法は本書面記載「電気料金表【低圧】のご案内」をご確認ください。 当社は、電気の需給開始日から最初の計量日までの日数、または解約前の計量日の翌日から解約日までの日数が30日を下回るときは、基本料金を日割計算して電気料金を請求します。 電気使用量と電気料金については、原則として、当社のWeb会員サービス「myTOKYOGAS」を通じてお客さまにお知らせします。 お客さまが支払期限日を経過してもなお電気料金を支払われない場合は、当社は、支払期限日の翌日から支払いの日までの期間に応じて延滞利息を申し受けま す。延滞利息は、その計算の対象となる電気料金から、消費税等相当額を差し引いた金額に一日あたり0.0274パーセントを乗じて計算して得た金額とします。原則として、お客さまが延滞利息の計算の対象となる電気料金を支払われた直後に支払義務が発生する電気料金とあわせてお支払いいただけます。 <p>電気料金のお支払い方法</p> <ul style="list-style-type: none">「ガス・電気セット割」を適用する場合：当月分の電気料金は、原則として当月分のガス料金と合算して翌月に請求します。ただし、ガス料金の確定日が一定期間到来しない場合等には、電気料金のみを電気の計量日以降に計算する電気料金の請求日に請求することがあります。詳細は本書面記載「お支払いについて」をご確認ください。 「ガス・電気セット割」を適用しない場合：電気の計量日以降に、口座振替、クレジットカード、払込み、その他当社の指定する方法のうち、いずれかの方法によりお支払いいただけます。ご利用いただけるお支払い方法は、当社ホームページ、またはお客さまへの個別の通知にてお知らせします。 複数月分の料金を同一月に請求することがあります。 <p>各種手数料等</p> <ul style="list-style-type: none">当社が右記①②の書類を発行するときは、紙面発行手数料として、次の金額を電気料金とあわせてご負担いただけます。ただし、当社が別途認めた場合は、この限りではありません。なお、「ガス・電気セット割」を適用する場合は、ガス・電気まとめてのお知らせ・ご請求となるため、一通分のみのご負担となります。 <table border="1"> <tbody><tr> <td></td> <td>発行書類</td> <td>紙面発行手数料</td> </tr> <tr> <td></td> <td>①計量結果／ご使用量のお知らせ</td> <td>165円(税込)／月</td> </tr> <tr> <td></td> <td>②払込書</td> <td>220円(税込)／月</td> </tr> </tbody></table> <p>お客さまからのお申し出による契約の変更および解約</p> <ul style="list-style-type: none">お客さまが契約の変更および解約を希望される場合は、以下の方法でご連絡ください。なお、やむを得ない場合を除き、契約容量等を新たに設定もしくは変更した後の計量日から1年目の日が属する月の計量日まで、契約容量等を変更することはできません。電気料金メニューの変更についても同様とします。 <p>①契約容量等の変更を希望される場合： <p>本書面「契約に関するお問い合わせ・ご相談窓口」記載の東京ガス広域お客さまセンターまでご連絡ください。</p> <p>②電気料金メニューの変更を希望される場合： <p>本書面「契約に関するお問い合わせ・ご相談窓口」記載の東京ガス広域お客さまセンターまでご連絡いただくか、または当社のホームページにてお手続きください。</p> <p>③解約を希望される場合： <p>本書面「契約に関するお問い合わせ・ご相談窓口」記載の東京ガス広域お客さまセンターまでご連絡ください。ただし、他の小売電気事業者への切り替えにもとづく当社との契約の解約の場合には、当社へご連絡いただく必要はありません。切り替え先の小売電気事業者へお申し込みください。なお、切り替え先の契約内容によっては、当社へのご連絡が必要な場合があります。</p></p></p></p>		発行書類	紙面発行手数料		①計量結果／ご使用量のお知らせ	165円(税込)／月		②払込書	220円(税込)／月
	発行書類	紙面発行手数料							
	①計量結果／ご使用量のお知らせ	165円(税込)／月							
	②払込書	220円(税込)／月							

<p>その他需給に関わる費用</p> <ul style="list-style-type: none">需給開始等にもない工事費負担金が発生した場合は、一般送配電事業者が見積り、算定した費用を、当社がお客さまに請求いたします。お支払い方法については別途当社からご案内します。その他お客さまが電気を不正に使用した際の違約金など、一般送配電事業者から当社に請求される費用についても同様にお客さまへ請求します。 <p>電気の需給に関するお客さまのご協力をお願い</p> <ul style="list-style-type: none">電気の需給にあたり、一般送配電事業者が定める託送供給等約款に規定された内容を遵守していただきます。それにもない、当社もしくは一般送配電事業者からお客さまに以下に記載する事項へのご協力をお願いする場合があります。 <p>①お客さまの電気のご利用に際し、必要な設備の工事などのための作業用地の確保</p> <p>②電気の需給および保安上の必要がある場合に、事前のお知らせ後に一般送配電事業者が実施する停電（お客さまの電気の使用の中止または制限）</p> <p>③お客さまの承諾を得た上で、一般送配電事業者が必要な業務のために実施するお客さまの土地・建物への立ち入り</p> <p>④お客さまの電気のご利用にもない他者の電気の使用を妨害する恐れがある場合の、電気の品質の維持・改善のために必要な装置・設備の施設</p> <p>⑤電気工作物に異常もしくは故障がある、またはその恐れがある場合、もしくはお客さまが電気工作物の変更の工事を行い、その工事が完成した場合にはその旨の通知</p> <p>当社からの契約の変更および解約</p> <ul style="list-style-type: none">当社は、一般送配電事業者が定める託送供給等約款や関係法令等の改正、社会的経済的な影響等当社が必要と判断した場合には、民法第548条の4の定型約款の変更の規定にしたがい、お客さまの了承を得ることなく、電気需給約款や電気料金メニュー定義書および付帯メニュー定義書（以下「電気需給約款等」といいます。）を変更する場合があります。その場合には、電気需給約款等を変更する旨および変更後の電気需給約款等の内容ならびに変更の効力発生日を、書面の交付、当社ホームページ上での開示または電子メール・SMSの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）によりお知らせいたします。 お客さまと当社とのこれまでの契約状況（お支払い状況含む）により、当社がお客さまとの契約の継続が困難であると判断した場合には、当社から本契約を解約することがあります。 その他、支払期限日を経過しても電気料金のお支払いが確認できない場合や、お客さまが当社の電気需給約款に違反した場合、または電気の供給が不可能若しくは著しく困難な場合等には、原則としてあらかじめお客さまへ通知の上で、当社から本契約を解約することがあります。また、お客さまが移転し電気を使用されていないことが明らかな場合や、「ガス・電気セット割」が適用されているお客さまが、移転に伴い電気需給契約の継続について意思表示なく、ガス需給契約を解約した場合等には、当社は本契約を終了することがあります。 <p>オプションサービスの提供</p> <ul style="list-style-type: none">当社は、お客さまに対し、当社または当社が委託するサービス提供会社によるオプションサービスを提供することがあります。オプションサービスを利用される場合には、別途定める規約に従っていただけます。各オプションサービスの規約および内容(適用条件、適用期間等)は、当社ホームページ等にてご確認ください。なお、当社ホームページ上で事前にお知らせすることにより、お客さまの承諾なく各オプションサービスの内容の変更やサービス自体を終了することがあります。 <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none">契約の締結、電気需給約款等の変更または契約内容の変更にあたっての供給条件の説明および契約締結前の書面交付ならびに契約締結後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行うことについて予め承諾の上、お申し込み下さい。 次項目に規定する場合を除き、電気需給約款等の変更にあたっての供給条件の説明および契約締結前の書面交付ならびに契約締結後の書面交付を、以下の通り行うことについて予め承諾の上、お申し込み下さい。 <p>①供給条件の説明および契約締結前の書面交付を行う場合は、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。</p> <p>②契約締結後の書面交付を行う場合には、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。</p> 電気需給約款等の変更が、法令の制定または改廃にもない当然必要とされる形式的な変更その他の電気需給契約の実質的な変更をとまなわない内容である場合には、供給条件の説明および契約締結前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること、および契約締結後の書面交付をしないことについて予め承諾の上、お申し込み下さい。 現電力会社から切り替えて当社の電気をご契約いただく場合には、現電力会社との契約の解約にもなう不利益事項（解約金の発生やポイントの失効等）が発生する場合があります。現電力会社との契約内容をご確認ください。 現電力会社から当社へ電気を切り替える場合、現電力会社への解約手続きは当社が行いますので、お客さまによるお手続きは不要です。 現電力会社との契約で、既に免税、再生可能エネルギー発電促進賦課金減免措置を受けていて、引き続き適用を希望される方については、東京ガス広域お客さまセンターまでお問い合わせください。 ガス需給契約を解約し、電気需給契約のみとなった場合には「ガス・電気セット割」の適用は廃止されます。その他、電気料金の支払方法や一部のサービスのご利用条件に変更が生じます。詳細は、ガス需給契約解約前にご確認ください。 お客さまには、自己または自己の役員が、現在かつ将来にわたって暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、総会屋等の反社会的勢力に該当しないことを表明し、保証していただきます。 本書面記載事項、その他当社が提供するサービスの詳細については、電気需給約款、電気料金表、「myTOKYOGAS利用規約」、「myTOKYOGASビジネス会員規約」、「パッチョポイントサービス利用規約」等に記載いたします。また、ご契約内容によって提供されるサービスは異なります。当社ホームページをご確認ください。

電気料金表【低圧】のご案内

東京ガスでは、2種類の電気料金メニューと、付帯メニュー「ガス・電気セット割」をご用意しています。

1.電気料金メニュー

基本プラン (東京電力エナジーパートナー 従量電灯B、Cに相当)		▶対象契約電流(A:アンペア) 10A 15A 20A 30A 40A 50A 60A	
		▶対象契約容量(kVA:キロボルトアンペア) 6kVA以上 原則50kVA未満	
基本料金(1か月あたり)	契約電流	10A	1契約 311.74円
		15A	// 467.61円
		20A	// 623.48円
		30A	// 935.22円
		40A	// 1,246.96円
		50A	// 1,558.70円
	60A	// 1,870.44円	
	契約容量	1kVA	311.74円
電力量料金	第1段階料金	120kWhまで	1kWh 29.70円
	第2段階料金	120kWhを超え300kWhまで	// 35.69円
	第3段階料金	300kWhを超えたもの	// 39.50円

ずっとも電気3 (東京電力エナジーパートナー 低圧電力に相当)		▶対象契約電力(kW:キロワット) 0.5kW以上 原則50kW未満	
基本料金(1か月あたり)		1kW	1,053.76円
電力量料金	第1段階料金	[契約電力×130]kWhまで(※2)	1kWh 27.34円 ※1 夏季 28.83円 ※1 其他季 25.77円
	第2段階料金	[契約電力×130]kWhを超えたもの	// 28.71円

※1 計量日時点での季節の単価を当該料金算定に用います。
(夏季 毎年7/1～9/30、其他季 毎年10/1～6/30)

※2 例えば、契約電力15kWのお客さまの場合は、第1段階料金の適用は1,950(15×130)kWhまでとなります。

2.「ガス・電気セット割」(付帯メニュー)

東京ガスの都市ガス(以下「ガス」といいます)と電気(基本プラン・ずっとも電気3)をご契約中のお客さまは、毎月の電気料金が割引になります。以下の全ての適用条件を満たすお客さまのお申し込みを受け、当社が承諾した場合に適用いたします。

【適用条件】

- (1) 当社のガスと電気のご使用場所が同じであること。
- (2) ガスと電気のご契約者が同じであること。
- (3) ガス料金と電気料金を合算してお支払いいただけること。

※詳細は東京ガスホームページをご確認ください。

【割引内容】

基本プラン (ガス・電気セット割(定率B)を適用)

電気需給契約ごとに、毎月の電気料金の基本料金および電力量料金の合計額(税込)から、当該合計額に0.5%を乗じた額を割引(割引額は、小数点以下切り捨て)します。

ずっとも電気3 (ガス・電気セット割(定額A)を適用)

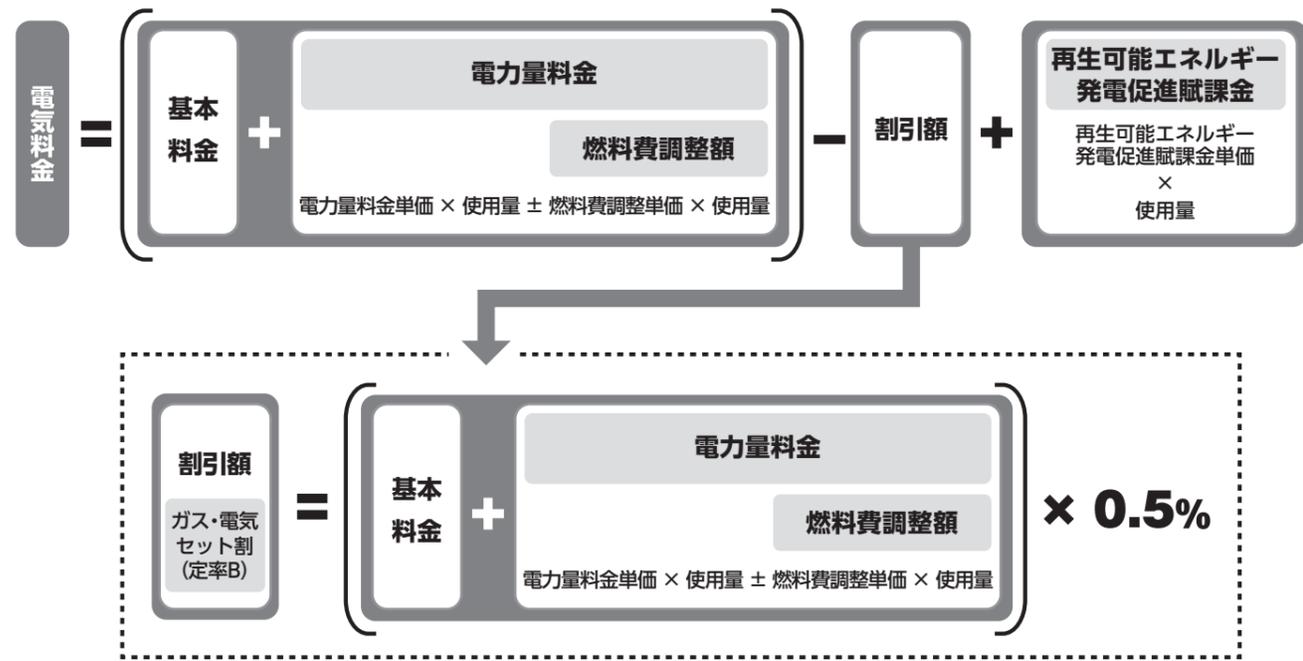
電気需給契約ごとに、毎月の電気料金の基本料金から275円(税込)を割引します。

3.料金計算方法

- ・電気料金は、契約容量等に応じた基本料金と、その月の使用電力量に応じて計算する電力量料金の合計に、「再生可能エネルギー発電促進賦課金」を加えたものになります。
- ・電力量料金は燃料価格の変動に応じて、「燃料費調整額」を加算あるいは差し引きして計算します。
- ・まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額となります。
- ・基本料金と電力量料金に加え、付帯メニューが適用される場合でその全てを反映した後の合計が負となるときは、その1か月の料金は、「再生可能エネルギー発電促進賦課金」のみとします。

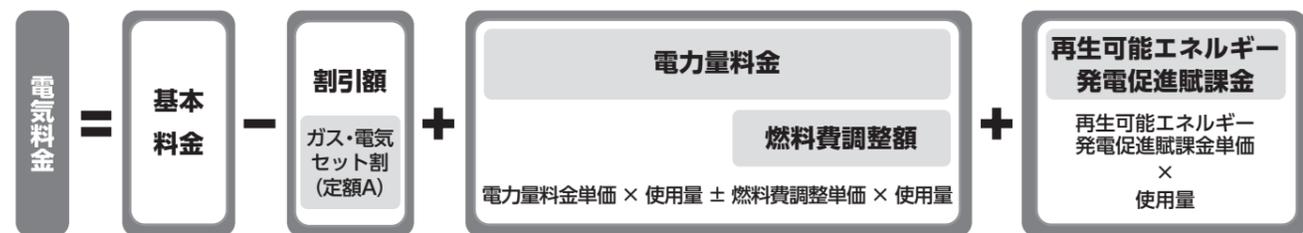
【基本プラン】

ガス・電気セット割(定率B)の適用がある場合には、基本料金と電力量料金の合計値から割引します。



【ずっとも電気3】

ガス・電気セット割(定額A)の適用がある場合には、基本料金から割引します。



4.燃料費調整制度について

電気料金には、燃料価格の変動分を月々の電気料金に反映させる燃料費調整額が含まれており(燃料費調整制度といいます)、使用電力量に燃料費調整単価*1を乗じて算定します。

燃料費調整単価は、貿易統計における原油価格・液化天然ガス価格・石炭価格から算出される3か月間の平均燃料価格*2にもとづき算定し、2か月後の電気料金に適用します。なお、燃料費調整の上限は設けておりません。

また、各月に適用する燃料費調整単価および原油価格・液化天然ガス価格・石炭価格については、東京ガスのホームページに掲載します。

<燃料費調整単価の適用>

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
					平均燃料価格						
					▼HP公表 2か月後	6月分 電気料金					
						平均燃料価格					
						▼HP公表 2か月後	7月分 電気料金				
							平均燃料価格				
							▼HP公表 2か月後	8月分 電気料金			

*1 燃料費調整単価：燃料費調整単価は、次の算式によって計算された値とします。

1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を下回る場合…

燃料費調整単価 = (86,100円 - 平均燃料価格) × (基準単価0.183円 ÷ 1,000)

1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を上回る場合…

燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 86,100円) × (基準単価0.183円 ÷ 1,000)

*2 平均燃料価格：平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき計算された値とし、当社はこれに上限を設けておりません。

[平均燃料価格 = A × 0.0048 + B × 0.3827 + C × 0.6584]

A = 各平均燃料価格計算期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格計算期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格計算期間における1トン当たりの平均石炭価格

・電気料金メニュー定義書および付帯メニュー定義書【ガス・電気セット割】等、詳細は東京ガスホームページ(yakkan.tg-power.jp)にてご確認ください。

本規約は変更されることがあります。最新の規約はmyTOKYOGASのウェブサイトでご確認ください。

第1条 本規約について

- 「myTOKYOGAS利用規約」(以下「本規約」)は、東京ガス株式会社(以下「当社」)が当社ウェブサイトおよびアプリケーション「myTOKYOGAS」(以下「本サイト」)において提供するサービス(以下「本サービス」)の利用条件を定めるものです。本サービスをご利用される場合には、本規約に同意したものとみなします。
- 当社は本規約に付随して本サイトを通じて提供する各種サービス毎に個別規約を定めることがあります。この場合、個別規約は本規約の一部を構成するものとし、「myTOKYOGAS」の各種サービスの利用には、本規約に加えて各種サービス毎に個別規約の規定が適用されます。ただし、本規約と個別規約の定めが異なる場合には、個別規約の定めが本規約に優先して適用されるものとします。
- 前項のほか、当社ウェブサイト上への掲載、第4条第1項(2)号に定める電子メール等、SMSもしくは書面その他の媒体を通じて、下記のお知らせを行うことにつき、ご承諾いただきます。
 - 提供サービスの利用上の決まり
 - 当社ガスまたは電気の需給契約へのお申し込み、または一般ガス供給約款・ガス基本約款等および電気需給約款等の変更もしくは契約内容の変更にあつての供給条件の説明および契約締結前の書面交付ならびに契約締結後の書面交付
 - ガス事業法令に基づくガスの使用に伴う危険の発生を防止するための必要な事項
 - その他告知(以下「告知」)
 - なお、当社が発する説明・交付書面や告知は、当社ウェブサイト上に表示した時点より効力を生じるものとします。
- 本サービスを通じて他の事業者より提供される各種サービスについては、本規約のほか、当該サービスを提供する他の事業者が別途定める規約(「規約」「約款」「利用条件」等)によるものとします。なお、当該他社(他の事業者)と会員、当該他社サービスの会員またはその他の第三者との間に発生した紛争、トラブルについて当社は責任を負わないものとし、これに起因して当社または第三者が損害を被った場合、会員はその損害を賠償するものとします。
- 本規約は、当社が必要と認めた場合は、民法第548条の4に定める定型約款変更の定めにしたがい、当社ウェブサイト上において変更内容および変更の効力発生日を一定期間掲載することにより、変更できるものとし、変更の効力発生日以後の本サービスの利用条件は最新の本規約によるものとします。

第2条 用語の定義

本規約における用語の定義は次の通りです。

- 「会員」とは、第4条に定める入会資格を有し、本規約の内容に同意した上で、本サービスの利用の申し込み受付を完了させた方をいいます。
- 「仮登録会員」とは、会員のうち、会員登録手続を未了の方をいいます。
- 「本登録会員」とは、会員のうち、会員登録手続を完了した方をいいます。
- 「個別規約」とは、当社が本サイトを通じて提供する個別のサービスの利用に際して適用される規約を指すものとします。

第3条 本サービスの利用

- 本サービスは主に家庭用を中心とする個人を対象とし、提供される内容は毎月のガスおよび電気使用量や料金明細をお知らせするサービス等です。詳しくは、ウェブサイト上に掲載するものとします。
- 本サービスの利用は、サービスや商品等に対する対価が別途必要な場合を除き、原則として無料とします。ただし、本サービスを利用するために必要なハードウェアおよびソフトウェアに関する費用、通信料およびインターネット接続料は、会員の負担にてご利用いただきます。
- 仮登録会員および第4条第1項(1)号の契約にかかるお客さま番号を登録していない会員は、本サービス(本サービスを通じて提供される他のサービスを含みます。)の一部を利用できないことがあります。

第4条 入会資格および会員登録

- 本サービスの入会資格は、以下の条件をすべて満たす方が有するものとします。但し、当社は(1)または(2)の条件を満たさない方についても入会資格を認める場合があります。
 - ガス(大口契約、複数のガス使用場所を一括して請求するサービス等の申し込みをいただいているお客さまを除く)または電気(低圧)の契約がある契約者ご本人
 - 当社との連絡手段として、確実に疎通できる電子メールアドレス等を提供し、当社からの電子メール(tokyo-gas.co.jp)等の配信を許諾する方
 - 当社との契約情報や登録している会員情報等を、当社が本規約で定める範囲内で利用することを許諾する方
- 当社は、会員に対して、前項(2)号により広告・宣伝その他当社からの重要なお知らせメールを配信することができるものとします。
- 本サービスへの会員登録には、当社所定の方法にて、必要事項を記載または入力の上、申し込みいただく必要があります。当社は、いただいた申し込み内容を基に当社の必要な審査を経て、当社が入会を承認した方に登録完了を登録画面上で表示する等適宜の方法にて通知します。当社からの通知をもって会員登録手続きの完了とします。なお、以下のいずれかに該当する場合は、当社は入会を承認しない場合があります。
 - 前項の入会資格を満たしていない方
 - 本規約の違反等により、過去に会員資格の停止処分または喪失処分を受けたことがある方
 - 入会申し込みの際の入力項目に虚偽の記載や誤記、記入漏れがあった方
 - 他人または架空の個人情報を使って入会申し込みを行った方
 - 契約名義人本人の同意なく入会申し込みを行った方
 - 入会申し込み者がすでに入会済であり、二重の入会申し込みを行った方
 - その他、当社が会員とすることを不相当と判断した方なお、当社が必要であると判断した場合、当社より入会申し込みを行った方または会員に対し本人確認を目的として、免許証の写しや保険証の写し等の本人確認書類の提出をお願いすることがあります。
- 会員は、会員登録に関する情報をすべて正確に記入し、登録した情報に変更が生じた場合には、直ちに所定の変更を行うものとします。会員による登録内容に不備があったことにより会員が不利益を被ったとしても、当社は一切の責任を負いません。

第5条 権利の譲渡売買等の禁止

- 会員としての地位(会員IDおよびパスワードその他本サービスの提供を受ける権利の一切を含みます。)その他これに付随した一切の権利は一身専属のものとなります。また、当社の同意がない限り、権利の承継はされないとします。
- 会員は前項の権利について、第三者に譲渡、売買、名義変更、質権の設定その他一切の担保に供する等の行為はできないものとします。

第6条 会員の義務

- 本サービスの利用には、会員IDの取得が必要になります。会員IDは、1会員につき1つ取得できるものとし、会員IDおよびパスワードは所定の方法により変更することができるものとします。
- 会員は次に定める事項を遵守するものとします。会員が本規約に反する行為をしたことにより発生した会員および第三者の損害について、当社は一切の責任を負いません。
 - 会員は、会員IDおよびパスワードを会員本人のみが使用することとし、第三者に使用させないものとします。
 - 会員は、会員IDおよびパスワードの貸与・譲渡・売買・質入等をしてはならないものとします。
 - 会員は、会員IDおよびパスワードが盗まれた場合または第三者に使用されていることを知った場合、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社から要請のあった場合には当該要請に従うものとします。
 - 会員は、善良なる管理者の注意をもって会員IDおよびパスワードを使用および管理するものとし、その使用および管理について、一切の責任を負うものとします。当社は会員本人以外がパスワード等を使用して行った行為についても、会員本人の行為とみなします。

第7条 会員資格の停止、喪失等

- 会員が次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、当社は、何らの通知・催告なく、会員資格の停止または喪失(会員登録の抹消)をさせていただくことがあります。
 - 第4条第1項各号の条件を満たさなくなった場合(ガスまたは電気の契約名義が変更された場合を含み、当社が第4条第1項但し書きに基づき第4条第1項(1)号の条件を満たさない方について入会資格を認めた場合を除きます。)
 - 会員が実在しない場合
 - 当社に対して、虚偽の申告をした場合
 - 本規約に違反した場合
 - その他法令もしくは公序良俗に違反する行為をした、もしくはその恐れがある場合
 - 第4条第3項各号に定める事由のいずれか1つにでも該当する場合
 - 当社が会員に対し、電子メールにより連絡することができなかった場合
 - 会員が当社の定める一定の期間にわたって、(i)会員IDを使用していない場合または(ii)本サービスにログインをしていない場合、その他(iii)本サービスを全く利用していないと認められる場合
 - その他当社が不当と判断する場合
- 前項に基づき当社が会員資格の停止または喪失処分をしたことにより、当該会員に生じた不利益、損害について、当社は一切の責任を負いません。また、当社または第三者が被った損失、損害に対する補償および費用は当該会員が行うものとします。

第8条 サービス利用終了、退会

会員が、本サービスの利用を終了する場合、本サイト上から所定の方法で退会手続きを行うものとします。

第9条 サービスの一時停止と中止および変更

- 当社は、次のいずれかに該当する場合、会員への事前のお知らせまたは承諾なく、本サービスを一時停止または中止することがあります。
 - 本サービスを提供するための設備等の保守、点検、修理等を定期的にまたは緊急に行う場合
 - 天災、停電、通信回線障害等の不可抗力その他本サービスを継続することが困難となった場合
 - その他当社が判断する場合
- 当社は、第1条第5項に準じ、本サービスの内容の全部または一部を変更することがあります。
- 当社は、前項により、会員に発生した損害について、一切の責任を負いません。

第10条 知的財産権の保護

本サービスに関するすべての著作権、商標権その他のすべての知的財産権は、当社または各種サービスを提供する者に帰属するものであり、当社は、会員がそれらの権利を侵害し、もしくは侵害する恐れのある行為を行うことを禁止します。

第11条 個人情報の取り扱い

- 会員は、当社が、会員情報(申込または会員登録時、本サービス利用時等に申告された会員の氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、家族構成、お住まいの住戸やご使用されているガス機器、電気機器等に関する情報等の個人情報、端末情報、本サービスの利用情報、ならびに申込日、入会日、第4条第1項(1)号に定める契約にかかるお客さま番号、使用量、料金等の契約に関する情報をいいます。以下同じ。)を、本条の定めるところに従って、収集し、利用することに同意するものとします。
- 当社は、会員情報を機密として取り扱い、善良なる管理者の注意をもって管理します。
- 当社は、会員情報を以下の目的に利用させていただきます。
 - 本サービスの提供に必要な業務
 - 本サービスの充実ならびに円滑な提供・運営(他の事業者より提供される各種サービスを含む)
 - 会員の認証に関するセキュリティの確保(会員の同意を得た上での第三者への提供を含む)
 - 当社ウェブサイトに掲載する「個人情報のお取り扱いについて」において定める目的
- 前項に定めるもののほか、当社は、会員に対して、電子メールなどによりアンケートをお願いさせていただくことがあります。
- 当社は次のいずれかの場合を除き、会員情報を第三者に提供しません。
 - 会員の同意を得た場合
 - 法令等により開示を求められた場合
 - 業務上必要な範囲内で、業務を委託した第三者へ提供する場合
 - 個人を識別できない統計情報などに加工して利用する場合
 - 当社ウェブサイトに掲載する「個人情報のお取り扱いについて」に従い、公表する共同利用先との間で共同利用を行う場合
- 当社は、本規約に定めのない会員情報の取り扱いについては、当社ウェブサイトに掲載する「個人情報のお取り扱いについて」に則ります。

第12条 免責

当社は、本サービスの利用に付随して発生した会員および第三者の損害について賠償の責めを負う場合であっても、当社が賠償する損害の範囲は、当社に故意または重大な過失がある場合を除いて、逸失利益を除く通常かつ現実の損害に限るものといたします。

第13条 準拠法および合意管轄

- 本規約、本サービスの効力、履行および解釈に関しては、すべて日本法が適用されます。
- 本規約、本サービスに関する訴訟の必要が生じた場合には、当社本店所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

第14条 反社会勢力の排除

- 会員は本サービスの登録時および登録後において、自らが暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等その他これらに準ずる者に該当しないことを表明し、保証するものとします。
- 会員が前項のいずれかに該当すると当社が判断した場合、当社は、何らの通知・催告なく、会員資格の停止または喪失(会員登録の抹消)をさせていただくことがあります。会員資格の停止または喪失処分をしたことにより、当該会員に生じた不利益、損害について、当社は一切の責任を負いません。

本規約は、2024年4月17日から実施します。

■ 個人情報の取り扱いについて

当社は、お客さまの個人情報を、ガス・電気・熱等のエネルギー供給販売業(エネルギーの調達を含む)、住宅設備機器・機械器具の小売業、設備工事業、土木建築工事業、建築リフォーム業、警備防災業、総合リース業、金融・保険業、生活関連サービス業、食品・飲料の製造・販売業、クレジットカード業、不動産業、教育支援業およびこれらに附帯する事業、ならびに関連するアフターサービスの提供および上記各種事業に関するお知らせのために利用いたします。さらに、お客さまの個人情報(属性や行動履歴等を含む)を分析して、属性・趣味・嗜好等に応じた広告・宣伝、営業活動

■ クーリング・オフについて

特定商取引法上の訪問販売または電話勧誘販売により、ガス需給契約または電気需給契約(以下「ガス需給契約等」)を申し込みまたは契約締結したお客さま(ただし、営業のためもしくは営業として、ガス需給契約等をお申し込みまたは契約締結したお客さまを除きます。))は、本契約の申し込みの撤回または解除(クーリング・オフ)を行う権利があります。本書面を受領した日から起算して8日を経過するまでに書面または電磁的記録による通知を発したとき、以下のクーリング・オフの効力が発生します。

- お客さまがクーリング・オフを行う場合、お客さまは、
 - 損害賠償や違約金の支払いを請求されることはありません。
 - 既にご使用になられたガスまたは電気にかかわる料金、その他ガス需給契約等にもとづき提供された商品およびサービスの対価についての支払いを請求されることはありません。
 - ガス需給契約等にかかわる商品またはサービスの引き渡しに既にされている場合には、その引き取りに要する費用を負担することはありません。
 - 既にガス需給契約等に関連した金銭を支払われている場合には、速やかに全額が返還されます。

- お客さまが当社および販売代理店がクーリング・オフに関して不実を告げたことにより誤認し、または威迫したことにより困惑したために、クーリング・オフを行わなかった場合には、お客さまは、クーリング・オフ妨害の解消のための書面を受領した日から起算して8日を経過するまでは、書面または電磁的記録によりクーリング・オフを行うことができます。

および各種マーケティング施策のために利用することがあります。また、ガス・電力販売に関する業務提携先等と共同利用する場合があります。なお、支払者を契約者とは別に設定する場合や名義変更で新しい契約者を設定する場合等において、契約者の個人情報(ガス・電気の使用量、料金等)を支払者や名義変更後の新しい契約者に提供する場合があります。その他、個人情報の取り扱いについては、当社ホームページの「個人情報のお取り扱いについて」をご確認ください。

クーリング・オフを行う場合は、その旨を当社まで書面(ハガキ等)または当社ホームページにてお知らせください。

1. 書面の場合

簡易書留での送付をおすすめします。

(郵送先) 東京ガス株式会社 広域お客さまセンター
〒116-0003 東京都荒川区南千住3-13-1
東京ガス千住ビルA館3階

(書面記載内容)

- ①お客さまの氏名、住所、電話番号
- ②お申込日(ご記入日)
- ③営業箇所名、住所、電話番号
- ④ご契約の料金メニュー名
- ⑤「②の日付の申し込みを撤回します。または本契約を解除します。」

郵便はがき
切手
〒116-0003
東京ガス株式会社
広域お客さまセンター
行

①お客さまの氏名、住所、
電話番号
②お申込日(ご記入日)
③営業箇所名、住所、電話番号
④ご契約の料金メニュー名
⑤「②の日付の申し込みを撤回し
ます。」
または本契約を解除します。」

2. ホームページの場合

以下サイトからクーリング・オフを行うことができます。
<http://cooling-off.tg-energy.jp>



■ 「J:COM特約条項」

本契約を代理する(株)ジェイコム埼玉・東日本、土浦ケーブルテレビ(株)、(株)ジェイコム千葉(以下、総じて「J:COM」)各種サービスとガス料金を合算払いされる場合の特約

- 本特約条項は、ガス料金をJ:COMの提供する各種サービス(以下、「J:COMサービス」)と合算してお支払いいただく場合に、本契約および上記各記載にかかわらず優先して適用される規定を定めたものです。なお、お客さまからのお申し込みや、料金のお支払い状況等の事由により、J:COMサービスとの合算払いが解消された場合には、以後、本特約条項は適用されません。ただし、お客さまの手続き状況によって、一定期間存続する場合があります。
- 本特約の適用および廃止は、当社がそのお申し込みを受領し承諾した後、最初に到来する検針日の翌日から反映します。J:COMサービスをご利用されていない場合、J:COMサービスとの合算払いにはお申し込みいただけません。
 - ガス料金は、J:COMを介しての請求となります。ただし、お客さまのお支払い状況等によって、J:COMサービスとの合算払いを解消し、当社から送付する払込書によりお支払いいただくことがあります。
 - 支払期限日までにガス料金の入金当社が確認できない場合、原則として、当該ガス料金(以下、「当月ガス料金」)を翌月に繰り越して、翌月のガス料金と合算してお支払いいただきます。なお、それに伴い当月ガス料金の延滞利息が発生する場合であっても、翌月のガス料金の支払期限日までに当月ガス料金のお支払いがなされたときは、当月ガス料金の延滞利息は申し受けません。ただし、翌々月以降に繰り越されたときは、この限りではありません。
 - 本契約と同一需要場所において、既に当社との電気需給契約が締結されている場合、当該電気需給契約に基づく電気料金についてもJ:COMサービスとの合算払いに変更となります。
 - 「払込書」の有償発行には対応できません。
 - 契約締結後の契約情報の訂正・変更は、原則として、J:COMにお申し出いただけます。
 - (1) J:COMは、本契約の契約・解除、本契約会員であることの確認、本契約の月額利用料金の請求、本契約に関する情報提供サービス、警報器等の機器販売などを行なうために、個人情報(氏名・電話番号・住所・生年月日・お電話の際の録音データなど)を利用いたします。
 - (2) J:COMは、本契約の契約・解除、本契約会員であることの確認、本契約の月額利用料金の請求などを行なうために、個人情報を当社へ提供いたします。
 - (3) 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合にあっては、J:COMが本契約会員の個人情報を利用することがあります。
 - ①法令に基づく場合。
 - ②人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - ③公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - ④国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (4) J:COMは、個人情報を上記利用目的の範囲内で外部事業者に委託することがあります。
 - (5) J:COMは、本契約を申し込むにあたり、個人情報をご提供いただけない場合は、本契約手続きを行うことができません。
 - (6) J:COMは、本契約の手続きに当たって、ご契約者から取得した個人情報については、J:COM指定のサービスの加入申込書における<個人情報の取り扱いについて>の同意事項を本契約においても有効とします。
 - ご契約名義に当社にて取り扱うことが出来ない漢字が含まれる場合、当該漢字については片仮名表記での登録となりますので予めご了承ください。

本契約を代理する(株)ジェイコム埼玉・東日本、土浦ケーブルテレビ(株)、(株)ジェイコム千葉(以下、総じて「J:COM」)各種サービスと電気料金を合算払いされる場合の特約

- 本特約条項は、電気料金をJ:COMの提供する各種サービス(以下、「J:COMサービス」)と合算してお支払いいただく場合に、本契約および上記各記載にかかわらず優先して適用される規定を定めたものです。なお、本契約と同一需要場所において、当社とのガス需給契約が締結されていない場合、本特約条項は適用されません。また、お客さまからのお申し込みや、料金のお支払い状況、ガス需給契約の解約等の事由により、J:COMサービスとの合算払いが解消された場合には、以後、本特約条項は適用されません。ただし、お客さまの手続き状況によって、一定期間存続する場合があります。
- 本特約の適用および廃止は、当社がそのお申し込みを受領し承諾した後、最初に到来する計量日から反映します。J:COMサービスをご利用されていない場合、J:COMサービスとの合算払いにはお申し込みいただけません。
 - 電気料金は、J:COMを介しての請求となります。ただし、お客さまのお支払い状況等によって、J:COMサービスとの合算払いを解消し、当社から送付する払込書によりお支払いいただくことがあります。
 - 支払期限日までに電気料金の入金当社が確認できない場合、原則として、当該電気料金(以下、「当月電気料金」)を翌月に繰り越して、翌月の電気料金と合算してお支払いいただきます。なお、それに伴い当月電気料金の延滞利息が発生する場合であっても、翌月の電気料金の支払期限日までに当月電気料金のお支払いがなされたときは、当月電気料金の延滞利息は申し受けません。ただし、翌々月以降に繰り越されたときは、この限りではありません。
 - 本契約と同一需要場所において、当社と締結しているガス需給契約がJ:COMサービスとの合算払いになっていない場合、当該ガス需給契約に基づくガス料金についてもJ:COMサービスとの合算払いに変更となります。
 - ずっとも電気3はお申し込みいただけません。
 - 「払込書」の有償発行には対応できません。
 - 契約締結後の契約情報の訂正・変更は、原則として、J:COMにお申し出いただけます。
 - (1) J:COMは、本契約の契約・解除、本契約会員であることの確認、本契約の月額利用料金の請求、本契約に関する情報提供サービス、警報器等の機器販売などを行なうために、個人情報(氏名・電話番号・住所・生年月日・お電話の際の録音データなど)を利用いたします。
 - (2) J:COMは、本契約の契約・解除、本契約会員であることの確認、本契約の月額利用料金の請求などを行なうために、個人情報を当社へ提供いたします。
 - (3) 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合にあっては、J:COMが本契約会員の個人情報を利用することがあります。
 - ①法令に基づく場合。
 - ②人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - ③公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - ④国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (4) J:COMは、個人情報を上記利用目的の範囲内で外部事業者に委託することがあります。
 - (5) J:COMは、本契約を申し込むにあたり、個人情報をご提供いただけない場合は、本契約手続きを行うことができません。
 - (6) J:COMは、本契約の手続きに当たって、ご契約者から取得した個人情報については、J:COM指定のサービスの加入申込書における<個人情報の取り扱いについて>の同意事項を本契約においても有効とします。
 - ご契約名義に当社にて取り扱うことが出来ない漢字が含まれる場合、当該漢字については片仮名表記での登録となりますので予めご了承ください。

ガス小売事業者・小売電気事業者	
東京ガス株式会社	〒105-8527 東京都港区海岸1-5-20 代表執行役社長 笹山 晋一 ガス小売事業者 登録番号 A0020 小売電気事業者 登録番号 A0064
ガス・電気に関するお問い合わせ・ご相談窓口	
0570-005550(ナビダイヤル)	
※IP電話等ナビダイヤルをご利用になれない場合	
東京ガス広域お客さまセンター	TEL 03-5850-5088 受付時間 月～土 9:00～17:30
※お電話いただいた際には、ガス・電気・その他お客さまのご契約状況に応じて、各種サービスをご案内することがあります。	
契約情報の訂正・変更に関するお問い合わせ・ご相談窓口	
J:COMカスタマーセンター	0120-848-816 受付時間 9:00～18:00(年中無休)

営業箇所記入欄	
株式会社ジェイコム埼玉・東日本	
〒330-0061 埼玉県さいたま市浦和区常盤10丁目4番1号 代表取締役社長 平岩 光現 電話番号:0120-999-000(9:00～18:00年中無休)	
担当者 (フルネーム)	